

## 令和2年12月玉川村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年12月4日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	溝井康夫	主査	大竹絵美子
------	------	----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	塩澤理博君
住民課長	塩田敦君	税務課長兼 会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	溝井浩一君
地域整備課長	須田潤一君	教育課長	須釜信一君
公民館長	小針武彦君		

---

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達していますので、令和2年12月玉川村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 石井清勝君

5番 渡邊一雄君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月8日までの5日間に決定いたしました。

---

#### ◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、本格的な冬の到来を迎え、夜空の星が一層美しい季節となりました。

本日ここに、令和2年玉川村議会12月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私とも何かとご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたします。

それに先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等に対する政府や県の動きと本村の取組、村政に関する当面の諸課題等について、所信の一端を述べさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルスの国内感染者は、11月29日に新たに2,058人が確認され、これにより4日連続で感染者が2,000人を超えております。また、重症者についても30日現在で472人となり、8日連続で過去最多を更新しております。

この感染拡大により、茨城県では、11月28日から県南部の土浦市やつくば市など8市町で、不要不急の外出について自粛要請を行っております。また、政府は11月24日に旅行需要喚起策G o T oトラベル事業について、感染が拡大している札幌市と大阪市を目的地とする旅行を対象に12月15日までの新規予約を停止し、その3日後の27日には、菅首相が新型コロナウ

イルス感染症対策本部の中で、両市から出発する旅行に関しても利用を控えるよう呼びかけております。

一方、福島県では、去る11月27日に知事メッセージを発出し、県内では現在、大規模な感染拡大は抑えられており、現時点でG o T o トラベル事業の制限や休業要請等を行う状況ではないと考えているが、クラスターの発生等により、感染が拡大する可能性が十分にあることを強く認識して、感染対策に当たっていかなければならないと述べており、また、自宅待機から復帰した内堀知事が11月30日に定例記者会見を開催し、改めて感染した人に加え、周囲の人への心のケアが重要だと実感したこと、さらに県内の感染状況について、最も落ち着いた状況のステージ1にあるという認識を示し、今の状況を継続するために、県民や事業者と力を合わせ、感染拡大防止に全力で取り組んでいくと述べております。

本村においては、10月に2例目の感染症患者が確認されて以降、新たな感染症患者や濃厚接触者は確認されておきませんが、今後とも感染症対策等の注意喚起を継続するとともに、陽性が確認された方の関係者や医療従事者等に対する偏見や差別、誹謗中傷等を行わないよう働きかけてまいります。

新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金等を活用した村民、村内事業者等への感染拡大防止事業や商店活性化・住民生活応援事業としての「たまかわ絆商品券」の発行、さらには、村内事業者等の売上げ減少や家賃支援の経営支援事業については、申請があった分の支払いは完了し、現在、さらなる対象事業者等の確認作業を進めるとともに、追加で実施した「たまかわ！！エール商品券」については即日に完売し、現在の使用率が4割程度、雇用維持支援事業については8割程度の支払いが完了するなど、村民及び村内事業者等に対する必要な支援を行っているところであります。

今後も、国の第3次補正による交付金等の動向を注視しながら、新しい生活様式の定着や村民、村内事業者等への支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に、令和2年産米の作付状況についてであります。

7月の低温長雨の心配はありましたが、8月には天候も回復し、台風の直接的な被害やカメムシ等の病害虫の被害もなく、本村のウルチ米の96.7%が1等米に認定され、認定率では石川管内第1位となっております。また、JA夢みなみ玉川支店の集荷実績を見ますと、対前年比111.4%という高い水準となっております。

次に、東日本台風における9月定例会以降の災害対応についてであります。

災害廃棄物の処分については、一般社団法人福島県産業資源循環協会に委託して処理して

いたところですが、竜崎グラウンドは10月末に、中地区の上川原地内の流入稲わらは11月16日に搬出処分が完了しており、現在は、たまかわ文化体育館南側村有地の仮置場について、年内の搬出処分をめどに作業を進めているところであります。浸水により被害を受けた住宅の公費解体については、4件の申出があり、解体が終了しております。また、繰越事業となっておりました強い農業・担い手づくり総合支援事業については、対象者43名全員に補助金の支払いが完了しております。

被災した公共施設等の復旧状況については、農業集落排水処理施設は、ポンプ場を含め全て復旧し、通常運営を行っており、かん水防除に係る排水機場4基は、第1から第3排水機場は9月上旬に、第4排水機場は11月に全て復旧しております。補助災害に係る道路、河川の工事については全ての発注が完了し、3月末までには資材の手配がつかない一部の河川復旧を除き、完了の見込みとなっております。農地・農業用施設災害復旧事業についても、全ての工事を発注しており、県との調整が必要な箇所と、作付の関係から着手できなかった箇所の2か所を除き完了しております。

このほか単独事業に係る小災害復旧事業については、作付の関係から着手できなかった3か所を除き発注し、単独災害復旧事業についても、地権者との調整が必要な2か所を除き発注しており、年度末までの完了を見込んでおります。

次に、中-16号線の進捗についてであります。

土地の買収に係る測量を実施中であり、完了次第、売買契約手続を進める予定としております。また、現在、道路改良に伴う流末水路調査を実施しており、年度内には工事を一部着手する予定としております。

次に、玉川地区農業集落排水事業の進捗状況についてであります。管路敷設に係る工事を10か所発注するとともに、処理場建設について遊水池に係る国との調整を行っております。

次に、四<sup>外</sup>新田地区の水源利活用についてであります。

四<sup>外</sup>新田地区の水源利活用未普及地域解消事業については、現在、浄水場及び配水池建設に向けた測量及び地質調査を実施しております。

次に、給食センターの新築工事についてであります。

工事は順調に進捗しており、予定どおり令和3年3月中旬の完成を見込んでおり、2月末までには調理機器の設置と、その後、機器の取扱い訓練を兼ねた試験調理の実施など、令和3年度当初からの新給食センターによる給食の提供を目指して鋭意準備を進めております。

次に、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画についてであります。

国土交通省福島河川国道事務所、福島県をはじめ、関係団体等と連携し、玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略に乙字ヶ滝周辺商業・観光整備計画として位置づけ、交流人口拡大の事業としても取り組んでおります。11月9日に議員の皆様にもご説明させていただきましたとおり、この取組を充実させるため、乙字ヶ滝周辺が担うまちづくりの役割を踏まえ、福島空港及び空港公園、道の駅、さらには周辺市町村等との連携を図りながら、まちづくりの中心となる観光拠点の形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、旧須釜中学校の利活用についてであります。

現在、旧校長室、職員室、保健室、正面玄関の一部を利用して、新しい生活様式や新しい働き方に対応したコワーキングスペースとしての利用のための実証実験を行っております。部室棟については、防災倉庫としての利用のため改装中で、令和3年2月に完成の見込みとなっております。また、現在使用していないほかの教室や体育館、校庭等の利活用については、本年度、民間事業者へ委託し、旧須釜中学校利活用可能性調査を行い、施設の有効活用の可能性についての調査を実施しており、先日、その結果が報告されたところです。

報告の中では、公共事業としての若者定住住宅や公共と民間が協力して行う公的賃貸住宅、交流施設、屋内子供遊技場、民間事業者を公募して行う分譲住宅、介護関連施設、サテライトオフィス誘致やワーケーション用施設などの利用可能性について提案がありましたので、それらも参考としながら、地域の活性化や振興が図られ、村民の皆様にとっても有益となるよう、有効な活用策を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、たまかわ観光交流施設、森の駅Yodogeについてであります。

工事は行程表どおり順調に進捗しており、令和3年3月下旬の完成を見込んでおります。また、施設の管理運営については、指定管理により民間事業者へ委託することとしており、指定管理候補団体を選任し、指定管理者の指定に係る議案を本定例会に提出しております。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大が心配される所ではありますが、引き続き新しい生活様式に対応しつつ、各種事業等にしっかり取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、これまでの事業の取組等についての報告とさせていただきます。

それでは、令和2年12月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第80号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてであります。本議案につきましては、たまかわ観光交流施設の指定管理者を公募し、申請があった1団体の

審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号 玉川村議会議員及び玉川村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてであります。公職選挙法の一部改正に伴い、選挙公営の対象が拡大されたことなどにより制定するものであります。

次に、議案第82号 玉川村行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例についてあります。今回の改正は、行政改革と財政改革を一体的に取り組んでいることを分かりやすく表現するため、委員会の名称を「行政改革推進委員会」から「行財政改革推進委員会」に変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第83号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてあります。今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号 玉川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてあります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第85号 令和2年度玉川村一般会計補正予算（第6号）についてあります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,482万6,000円を増額し、予算の総額を59億4,526万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、住宅市街地総合整備促進事業及び社会保障・税番号制度システム整備事業等に係る国庫支出金で2,113万8,000円、福島県地域創生総合支援事業等に係る県支出金で575万8,000円、財政調整積立金等に係る繰入金で5,650万円、緊急自然災害防止対策事業に係る村債で3,000万円をそれぞれ増額し、法人村民税に係る村税で2,404万円、米の全袋検査推進事業等に係る諸収入で2,453万円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出の主なものは、住宅市街地総合整備促進事業及び社会保障・税番号制度システム整備事業等に係る総務費で2,825万3,000円、福島県地域創生総合支援事業等に係る商工費で1,084万6,000円、緊急自然災害防止対策事業等に係る土木費で3,547万1,000円、給食センター整備事業等に係る教育費で1,378万3,000円をそれぞれ増額し、米の全袋検査推進事業等に係る農林水産業費で2,925万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第86号 令和2年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてあります。今回の補正は、上半期実績を踏まえ下半期の給付見込みを補正するものです。

歳入歳出それぞれ1,469万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億9,069万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫補助金の調整交付金を1,052万1,000円増額するものです。

一方、歳出の主なものは、保険給付費が伸びる状況にあり、上半期の実績を勘案し、保険給付費を3,000万円増額し、基金積立金を1,684万9,000円減額するものであります。

次に、議案第87号 令和2年度玉川村上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出の補正において、収益的収入及び支出の総額にそれぞれ290万3,000円を増額し、収益的収入及び支出の総額を2億2,552万8,000円とするものであります。収益的収入においては、営業外収益の他会計補助金を290万3,000円増額するものであり、収益的支出においては、営業費用の配水及び給水費で2,949万円増額し、総係費で4万6,000円減額するものであります。

次に、議案第88号 旧四外分校観光交流拠点整備工事請負変更契約の締結についてであります。本議案につきましては、旧四外分校観光交流拠点整備工事請負契約を令和2年6月9日に、荒牧建設株式会社代表取締役、荒牧幸雄氏と契約を締結し、現在施工中であります。一部に追加変更が生じたため、工事請負代金を128万4,800円増額するものであります。つきましては、請負変更契約を締結するに当たり、別紙工事請負変更仮契約書により、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号 小中学校学習者用コンピュータ売買契約の締結についてであります。令和2年11月25日に入札を行い、仮契約をしたところであります。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号 小中学校電子黒板売買契約の締結についてであります。令和2年11月25日に入札を行い、仮契約をしたところであります。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

---

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

11月30日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。

所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12月7日に再開いたしますので、午前10時にご参集ください。

(午前10時25分)